

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 2 大気環境の保全 (地球規模の大気環境の保全を除く。)

(1) 大気汚染対策

-2-(1-1) (1-1) 固定発生源対策

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。

(下位目標)

1. 硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。
2. 有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する。

(事務事業)

- ア. 工場・事業場の排出規制
- イ. 有害大気汚染物質排出抑制対策

-2-(1-2) (1-2) 自動車排出ガス対策

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。

(下位目標)

1. 自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。
2. 低公害車の普及促進を図る。

(事務事業)

- ア. 自動車単体規制
- イ. 自動車NOx・PM総量削減対策
- ウ. 低公害車の普及促進

-2-(1-3) (1-3) 基礎調査・監視測定体制の整備等

(目標) 今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

(下位目標)

1. 大気環境監視体制の整備・データの公表を進める。
2. 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。

(事務事業)

- ア. 大気環境監視体制の整備・データの公表
- イ. 有害大気汚染物質のモニタリング
- ウ. 環境中の放射性物質等に関する測定データの蓄積等
- エ. DEP、PM2.5に関する科学的知見の充実
- オ. 環境基準の設定調査
- カ. 船舶・航空機対策調査
- キ. その他の対策

-2-(2) (2) 大気生活環境対策

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。

(下位目標)

1. 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。
2. 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
3. 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
4. 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
5. ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。
6. 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。

(事務事業)

- ア. 騒音対策
- イ. 振動対策
- ウ. 悪臭対策
- エ. ヒートアイランド対策
- オ. 光害対策